免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６９４号
静岡県袋井市春岡693番地の20、前住所静岡県駿東郡長泉町下長窪153番地　高専寮
破産者　小智仲倫法定代理人親権者　母　小智　庄紗
免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
平成23年７月11日
静岡地方裁判所浜松支部破産係

復権決定

平成２２年（フ）第２８０号
福島県岩瀬郡鏡石町岡ノ内112番地
破産者　有馬　清女
１　決定年月日　平成23年７月８日
２　主文　破産者は復権する。
福島地方裁判所郡山支部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第３号
岡山県倉敷市平田632番地の５
清算株式会社　センサ・システム開発株式会社
代表清算人　矢野　博明
１　決定年月日　平成23年７月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所倉敷支部

平成２３年（ヒ）第７号
徳島県名西郡石井町高川原字天神544番地１
清算株式会社　株式会社ラブリー
代表清算人　木宮　益子
１　決定年月日　平成23年７月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２号
京都府亀岡市大井町小金岐２丁目１番地
清算株式会社　友和株式会社
１　決定年月日　平成23年７月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

平成２３年（ヒ）第１００２号
広島県廿日市市宮内4441番１
清算株式会社　株式会社パパサンタ
１　決定年月日　平成23年７月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第３６号
京都市中京区河原町通夷川上る指物町328番地
清算株式会社　信和ゴルフサービス株式会社
１　決定年月日　平成23年７月８日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社の清算結了までの間に、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
京都地方裁判所第５民事部

監督命令取消

平成２０年（再）第１号
岡山市北区青江４丁目21番18号
再生債務者　マルヤ矢吹株式会社
主文　平成20年４月21日にした監督命令を取り消す。
平成23年７月７日
岡山地方裁判所第３民事部

決議に付する決定

平成２２年（再）第１４号
北海道小樽市稲穂２丁目２番７号
再生債務者　株式会社花月堂
１　決議に付する再生計画案　平成23年５月24日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月４日まで
平成23年７月７日
札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１号
石川県羽咋市千里浜町ソ．３番地
再生債務者　羽咋興業株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成23年５月27日付け再生債務者提出の再生計画案
２　投票期間　平成23年９月５日まで及び平成23年９月13日午後２時債権者集会期日
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年９月13日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成23年７月６日　金沢地方裁判所七尾支部

再生手続終結

平成１９年（再）第１号
大分県日田市大字友田70番地
再生債務者　株式会社イトウ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年７月８日　大分地方裁判所日田支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第４９号
埼玉県三郷市新和４丁目490番地１
再生債務者　多賀　　稔
１　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月29日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月12日から平成23年８月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第３４号
静岡県藤枝市瀬戸新屋270番地の３
再生債務者　石神　浩二
１　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月29日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月８日から平成23年８月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２４号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江中屋敷83番地
再生債務者　大脇磨須子
１　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月29日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月５日から平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（再口）第３号
愛知県豊田市青木町５丁目18番地６
再生債務者　松尾　　智
１　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年７月29日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月５日から平成23年８月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再イ）第２６６号
札幌市厚別区大谷地西１丁目12番１―506号
再生債務者　廣島　高晴
１　決定年月日時　平成23年７月11日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月１日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月15日から平成23年８月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第２８５号
札幌市中央区南23条西12丁目１番２―702号
再生債務者　坪木　亮児
１　決定年月日時　平成23年７月11日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月１日まで
４　一般異議申述期間　平成23年８月15日から平成23年８月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部